消費税の仕入税額控除に係る提出書類について

　補助金に係る消費税の仕入税額控除については、補助金の交付要綱及び交付決定通知書に記載のとおり、返還の有無に関わらず補助金を受けた全ての事業者が本市宛に報告をしなければなりません。

消費税の仕入税額控除に係る報告書の提出にあたり、必要となる書類を示したものです。法人の消費税の確定申告を行った会計担当者、税理士等と相談の上、書類を作成・提出してください。

なお、この報告書は、市からの交付決定通知書に対応するものです。そのため、複数の補助金を受領している場合、各補助金ごとに報告書の作成が必要です。また、補助金の種別によって使用する様式が異なりますのでご注意ください。

詳細については、令和2年度かかり増し経費補助金担当（045-671-）までお問い合わせください。

ケース１

**補助金を計上した決算年度の消費税の確定申告（または納税義務の判定）が終了していない場合**

補助金を計上する決算年度の消費税の確定申告（または納税義務の判定）が終了する時期（予定）を連絡票（参考様式）に必要事項を記載しご提出ください。

ケース２

**補助金を計上した決算年度の消費税の確定申告（または納税義務の判定）が終了している場合**

○提出書類

　消費税の申告の有無や仕入控除税額の計算方法に応じて、下記表のうち○のついている書類が必要となります。



①　消費税等仕入控除税額報告書（第６号様式）及び別表１

②-1　仕入控除税額の積算内訳（一括比例配分方式）

②-2　仕入控除税額の積算内訳（個別対応方式）

②-3　仕入控除税額の積算内訳（全額控除）

③　補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙

④　③の確定申告書の付表２

⑤　特定収入に係る課税仕入等の税額の計算表１～５

○書類作成にあたって

　書類の作成にあたっては、提出書類の③、④（、⑤）及び市からの「交付決定通知書」が必要です（「交付決定通知書」は提出の必要はありません）。

　記載例を参考に、交付を受けた補助金ごとに消費税等仕入控除税額報告書と積算内訳を作成してください。なお、②の様式は法人における仕入控除税額の計算方法によって異なりますので、必ず消費税の確定申告にて計算方法を確認の上作成してください。

○提出方法：メールにて次のアドレスへ送信してください。

　 Mail：kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp

健康福祉局介護事業指導課　令和2年度かかり増し経費補助金　担当　宛

メールでの送付が難しい場合は、つぎの連絡先宛に郵送してください。

≪送付先≫

231-0005

横浜市中区本町6-50-10　16F

横浜市役所　健康福祉局　介護事業指導課　令和2年度かかり増し経費補助金担当

○返還にあたって

　表中エ～カに該当し、消費税の仕入控除税額報告書の４で０円以外の額が入る場合、その額を市に返還していただきます。返還の時期及び手続きについては、追って担当からご案内しますので、その指示に従ってください。